

宮城県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、県内に事業所等を有する中小企業者の事業の振興及び経営の安定化を図るため、予算の範囲内において宮城県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金(以下「利子補給金」という。)を交付することについて、補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(利子補給の対象資金)

第2 利子補給の対象となる資金は、宮城県中小企業経営安定資金のうち、新型コロナウイルス感染症対応資金とする。

(利子補給の対象者)

第3 利子補給の対象となる中小企業者は、第2に規定する対象資金により融資を受けた者のうち、次の各号のいずれかに該当する者(以下「補給対象者」という。)とする。ただし、利子補給の対象となる資金を対象として、第4及び第5に定める部分について市町村から利子補給を受けた中小企業者は除く。

- (1) 中小企業信用保険法(以下「法」という。)第2条第5項第4号又は同条第6項のいずれかに基づく認定を受けた者
- (2) 法第2条第5項第5号に基づき認定を受けた者のうち、法第2条第3項第1号及び第2号に定める小規模企業者に該当する個人事業主
- (3) 法第2条第5項第5号に基づき認定を受けた者のうち、(2)以外の者で、当該制度融資の申込みに係る認定書に記載された売上高等の減少率が15%以上の者

(対象限度額)

第4 利子補給金の額は、当該制度融資に係る毎年4月1日から翌年3月31日までに支払った約定利子の全額とする。ただし、貸付金額6千万円を補給対象限度額とする。

(利子補給の期間)

第5 利子補給の期間は、補給対象者が融資を受ける日から起算して3年間とする。

(金融機関への委任)

第6 利子補給金の補給対象者(以下「委任者」という。)は、第7に規定する一切の行為について、融資を受けた金融機関に委任するものとし、当該金融機関はこれを受任するものとする。

2 委任を受けた金融機関(以下「受任者」という。)は、補給対象者に利子補給金の交付申請に必要な書類等の提出を求めることができる。

(交付の申請及び実績報告等)

第7 規則第3条第1項の規定による利子補給金交付申請書及び規則第12条第1項の規定による利子補給金実績報告書の様式は、様式第1号によるものとし、受任者は、毎年4月1日から9月30日までの期間（以下「上期」という。）及び10月1日から翌年3月31日までの期間（以下「下期」という。）に係る利子補給金について、上期に係るものについては10月31日まで、下期に係るものについては翌年4月30日までに、次の書類を添付して宮城県知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。

(1) 利子補給金計算書兼補給対象者情報一覧表（様式第2号）

(2) 償還予定表

(3) 認定書の写し

(4) 委任状（様式第3号）

(5) 受取利子証明書（明細書）

2 知事は、前項の添付書類について電子データの提出を求めることができる。

3 2回目以降の交付申請には、償還予定表、認定書の写し、委任状の提出は不要とする。ただし、当初の償還予定に変更があった場合には、変更後の償還予定表を提出するものとする。

4 受任者は、様式第5号の受取利子証明書（明細書）を提出した場合は、利子補給金計算書兼補給対象者一覧表（様式第2号）の提出を省略することができる。

5 知事は、必要に応じて関係書類等を提出させることができる。

(交付決定及び額の確定)

第8 知事は、前条の規定に基づく申請書の提出があった場合には、規則第4条の規定により、当該申請書の内容を審査し、利子補給金を交付すべきと認め、交付決定の通知及び額の確定をするときは、規則第6条及び第13条の規定により、様式第4号により受任者に通知するものとする。

(利子補給金の交付等)

第9 知事は、前条に規定する利子補給金の交付決定の通知後に、利子補給金を受任者に交付するものとする。

2 受任者は、前項の交付を受けた後、速やかに委任者の口座に利子補給金を入金するものとする。

(事務経費の補助)

第10 知事は、前条第1項に基づく利子補給金の交付に要する事務経費の一部を予算の範囲内において利子補給金の交付を申請する受任者に補助することができるものとする。

2 前項の受任者に補助することができる事務経費の対象、金額等は別に定める。

3 事務経費の補助を受ける場合、受任者は、委任者の口座へ利子補給金を入金後、別に定める申請書を知事に提出しなければならない。

4 知事は、申請書の内容を審査し、事務経費を補助すべきものと認めたときは、別に定め

る決定通知書を受任者に通知するものとする。

5 知事は、前項の通知後、速やかに当該受任者へ経費を補助するものとする。

(利子補給金の交付の取消し等)

第11 知事は、委任者が次の各号の一に該当するときは、当該資金に係る利子補給金を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 資金を貸付けの目的以外に使用したとき
- (2) 虚偽その他不正の手段により貸付けを受けたとき
- (3) 資金に係る貸付債務につき、宮城県信用保証協会が代位弁済したとき
なお、本件利子補給における対象範囲は、期限の利益喪失までとする
- (4) 虚偽その他不正の手段により交付を受けたとき
- (5) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき
- (6) 資金について繰上償還を行ったとき
- (7) その他知事が特に必要と認めたとき

2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(書類の保存)

第12 受任者は、補給金の交付に関する書類を交付期間終了後10年間は保存しなければならない。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事と受任者が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年5月1日から施行し、令和2年度予算に係る利子補給金に適用するものとする。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該利子補給金に係る予算が成立した場合に、当該利子補給金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年6月15日から施行し、令和2年度予算に係る利子補給金に適用するものとする。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該利子補給金に係る予算が成立した場合に、当該利子補給金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年7月31日から施行し、令和2年度予算に係る利子補給金に適用するものとする。

- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該利子補給金に係る予算が成立した場合に、当該利子補給金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年2月1日から施行し、令和2年度予算に係る利子補給金に適用するものとする。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該利子補給金に係る予算が成立した場合に、当該利子補給金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年3月8日から施行する。ただし、当該利子補給金に係る令和3年度予算が成立した場合に、当該利子補給金に適用するものとする。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該利子補給金に係る予算が成立した場合に、当該利子補給金にも適用するものとする。

(様式第1号)

宮城県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付申請書及び実績報告書

令和 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者(受任者)住所又は所在地

申請者(受任者)氏名又は名称

印

宮城県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金の交付を受けたいので、宮城県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付要綱第6による受任に基づき、補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号)第3条及び第12条並びに宮城県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付要綱第7の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補給金交付申請額 金 円(内訳は「様式第2号」※または、「様式第5号」のとおり)
- 2 添付書類
 - (1)利子補給金計算書兼補給対象者情報一覧表(様式第2号)
 - (2)償還予定表
 - (3)認定書の写し
 - (4)委任状(様式第3号)
 - (5)受取利子証明書(明細書)(様式第5号 ※本様式による場合に記載)
- 3 振込口座
 - 金融機関名
 - 支店名
 - 預金種別
 - 口座番号
 - 【フリガナ】
 - 口座名義

※2(1)は、様式第5号の受取利子証明書(明細書)を添付する場合は省略可。

(様式第3号)

委任状

私は、(金融機関所在地)

(金融機関名称)

(取扱支店名)

を代理人と定め、宮城県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付要綱第7に規定する補助金の交付の申請及び実績報告に関する一切の行為に係る権限を委任します。

また、本件補給金を交付するにあたり、宮城県が同代理人へ交付を行った後、同代理人が当社(私)の新型コロナウイルス感染症対応資金融資の返済用口座(指定口座)へ振り替えることを承諾します。

(注) 口座は、融資を受けた名義と同じ名義に限る。

令和 年 月 日

(住所又は所在地)

(企業等名称)

(代表者氏名)

印

(連絡先電話番号)

(様式第4号)

宮城県(商金)指令第 号

(住 所)

(申請者名)

令和 年 月 日付けで申請のありました宮城県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付要綱第6の受任に基づく宮城県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給については、補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号)第4条の規定により、金 円を交付し、同規則第13条の規定により、その額を金 円に確定します。

令和 年 月 日

宮城県知事

